

令和5年度「徳長農村センター」に係る事業報告書等評価結果

徳長農村センターについては、北部農業構造改善センター管理運営委員会が指定管理者として施設の管理運営を行っています。

令和5年度の事業報告書等に基づき、指定管理者による施設の管理運営状況について確認、検証し、下記のとおり評価しました。

評価実施日 令和6年7月24日

施設名	徳長農村センター
設置目的	農村におけるコミュニティ活動を強化し、地域住民の連帯感の醸成を図り、住みよい環境づくりのため、農村センターを設置する。
所在地	青森市浪岡大字徳才子字福田4番地1
指定管理者	【名称】北部農業構造改善センター管理運営委員会 【代表者】運営委員長 天内 則雄 【住所】青森市浪岡大字徳才子字福田4番地1
指定期間	令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

評価項目	検証結果	評価結果	
		適正	要改善
管理について	法定検査を定期的実施しているほか、常に施設の点検・清掃が行われている。また、事故防止に向けた取組みとして、防災計画も策定し、緊急時に対応できるようにしている。	○	
運営について	利用許可については、申請順に許可し、施設の平等利用が確保されており、要望・苦情に対しては、迅速な対応に努め、検討を要する内容のものについては協議会で審議し、また市とも協議しながら対応している。	○	
事業実施結果について	地域の農業団体や老人クラブ、婦人会が活動拠点として利用しているほか、町内会交流事業の場として施設利用がなされ、地域コミュニティの促進に努めている。	○	
収支決算書について	指定管理料以外の経費混入はなく、予算と決算の乖離も見られない。	○	

【総合評価】

施設の管理運営状況、事業実施状況、収支決算書については、適正であると評価され、今後も引き続き適切な管理運営に努めていただきたい。

【改善が必要な項目についての指導等及び改善策】

【担当課】 農林水産部農地林務課
【電 話】 0172-62-1179（直通）
【メー ル】 nouchi-rimmu@city.aomori.aomori.jp